4　周波数　別表のとおり
5　申請書の提出場所及び問合せ先
⑴　設置場所（送信場所）が東京都又は神奈川県の場合　関東総合通信局　〒102－8795　千代田区九段南１丁目２－１　九段第３合同庁舎　放送部放送課（電話番号03－6238－1705）
⑵　設置場所（送信場所）が愛媛県の場合　四国総合通信局　〒790－8795　松山市宮田町８－５　情報通信部放送課（電話番号089－936－5038）
⑶　設置場所（送信場所）が福岡県、長崎県又は鹿児島県の場合　九州総合通信局　〒860－8795　熊本市西区春日２丁目10－１　熊本地方合同庁舎　放送部放送課（電話番号096－326－7874（福岡県又は長崎県）、096－326－7875（鹿児島県））

別表

放送対象地域	基幹放送局	
	設置場所（送信場所）	周波数（MHz）
関東広域圏又は東京都	東京都	86.6
		88.3
関東広域圏又は神奈川県	神奈川県	87.0
愛媛県	愛媛県	91.2
		91.7
		92.6
		94.2
福岡県	福岡県	91.5
		92.7
		93.0
		94.0
		94.6
		94.8
佐賀県・長崎県又は長崎県	長崎県	91.8
鹿児島県	鹿児島県	93.7
		94.2
		94.8

登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十九の規定により次の操縦免許証更新講習を登録したので、同法第二十三条の二十において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十七年四月三十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

⑴　登録年月日　平成二十七年四月二十日
⑵　登録番号　操更講第八十八号
⑶　登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名　眞喜志　治
⑷　住所　沖縄県石垣市新栄町五七番地六
⑸　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
眞喜志海事事務所　沖縄県石垣市新栄町五七番地六

登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の二の四第二号の規定により次の操縦免許証失効再交付講習を登録したので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第二号の規定により、公示する。

平成二十七年四月三十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

⑴　登録年月日　平成二十七年四月二十日
⑵　登録番号　操失講第八十八号
⑶　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名　眞喜志　治
⑷　住所　沖縄県石垣市新栄町五七番地六
⑸　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
眞喜志海事事務所　沖縄県石垣市新栄町五七番地六

国家試験

平成27年度弁理士試験の試験会場

平成27年度弁理士試験の試験会場について、次のとおり公告する。

平成27年4月30日

工業所有権審議会会長　日覺　昭廣

1　短答式筆記試験（平成27年５月24日（日）12時30分から16時00分まで）
⑴　東京
青山学院大学　青山キャンパス〔東京都渋谷区渋谷４－４－25〕
立教大学　池袋キャンパス〔東京都豊島区西池袋３－34－１〕
⑵　大阪
近畿大学　東大阪キャンパス〔大阪府東大阪市小若江３－４－１〕
⑶　仙台
東北文化学園大学〔宮城県仙台市青葉区国見６－45－１〕
⑷　名古屋
星城大学〔愛知県東海市富貴ノ台２－172〕
⑸　福岡
九州大学　病院キャンパス〔福岡県福岡市東区馬出３－１－１〕
2　論文式筆記試験【必須科目】（平成27年７月５日（日）10時00分から17時00分まで）
⑴　東京
立教大学　池袋キャンパス〔東京都豊島区西池袋３－34－１〕
⑵　大阪
甲南大学　岡本キャンパス〔兵庫県神戸市東灘区岡本８－９－１〕
3　論文式筆記試験【選択科目】（平成27年７月26日（日）10時00分から11時30分まで）
⑴　東京
ＮＴＴ中央研修センタ〔東京都調布市入間町１－44〕
⑵　大阪
関西大学　千里山キャンパス〔大阪府吹田市山手町３－３－35〕
4　口述試験（平成27年10月23日（金）から平成27年10月27日（火）10時30分から17時00分まで）
⑴　東京
ザ・プリンス　パークタワー東京〔東京都港区芝公園４－８－１〕

※会場への直接の問い合わせ等は行わないこと。
※試験室の室温の感じ方には個人差があり、また、設備によっては試験室内の温度が一定にならない場合もあるため、着衣については各自留意すること。

公　告

諸事項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成27年４月30日

金融庁長官　細溝　清史

1　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等
⑴　パートナーズ・グループ・サンバ・アクセス・エルピーの業務執行組合員等である
名称　パートナーズ・グループ・マネージメント（スコッツ）エルエルピー
住所　ＥＨ３　０ＷＪ　スコットランド　エディンバラ　フェスティバルスクエア　ロシアンロード50
⑵　ビーシーアイピー・アソシエイツ・フォー・エルピーの業務執行組合員等である
名称　ベイン・キャピタル・インベスターズ・エルエルシー
住所　アメリカ合衆国　02116、マサチューセッツ州、ボストン、クラレンドン・ストリート　200、ジョン・ハンコック・タワー
⑶　ベイン・キャピタル・アジア・ファンド・エルピーの業務執行組合員等であるベイン・キャピタル・パートナーズ・アジア・エルピーの業務執行組合員等である
名称　ベイン・キャピタル・インベスターズ・エルエルシー
住所　アメリカ合衆国　02116、マサチューセッツ州、ボストン、クラレンドン・ストリート　200、ジョン・ハンコック・タワー